

○福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業保留地処分事務
取扱規則

昭和 6 0 年 7 月 4 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、土地区画整理法(昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号。以下「法」という。)第 3 条第 4 項の規定により瑞穂町が施行する福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業の保留地の処分に係る事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(平成 1 7 規則 3 9 ・平成 2 9 規則 2 8 ・一部改正)

(保留地の処分価格)

第 2 条 保留地の処分価格は、町長が評価員の意見を聴いて定める。

(抽選の参加資格)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 抽選に参加しようとする者を妨げた者又は抽選の公正な執行を妨げた者
- (3) 既に納期の経過した市町村税(特別区税及び地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 5 章第 1 節の規定により東京都が課する税を含む。)を完納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員

(平成 1 2 規則 1 3 ・平成 2 9 規則 2 8 ・令和元規則 3 ・一部改正)

(抽選の告示)

第 4 条 町長は、抽選により保留地を処分しようとするときは、掲示その他の方法により抽選期日から起算して 1 5 日前までに、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 保留地の位置、地積及び処分価格
- (2) 抽選参加に必要な資格
- (3) 応募受付の期間及び場所

(4) 抽選日時及び場所

(5) 抽選決定に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、抽選に必要な事項

(平成29規則28・一部改正)

(抽選参加の申込み等)

第5条 抽選に参加しようとする者は、抽選参加申込書(様式第1号)その他必要な書類を町長に提出しなければならない。

(平成29規則28・一部改正)

(抽選の方法)

第6条 抽選は、第4条の規定により告示した抽選の日時及び場所で公開により行う。

(平成29規則28・一部改正)

(抽選の中止)

第7条 町長は、災害その他特別の事情により、抽選を執行することが困難であると認めるときは、当該抽選を中止し、又は延期することができる。この場合において、抽選参加者が損失を受けても、町長は補償の責めを負わない。

(平成29規則28・一部改正)

(当選者)

第8条 町長は、第6条の規定により行った抽選をもって当選者を決定する。この場合において、1画地につき抽選参加者が1人であるときは、抽選を行うことなく、その者を当選者と決定する。

(平成29規則28・一部改正)

(補欠者)

第9条 町長は、前条の当選者のほか、補欠者2人を選出し、当選者が契約を締結しないとき、又は契約を解除したときは、順位が上位である補欠者を当選者と決定する。

(昭和61規則18・平成29規則28・一部改正)

(競争入札参加者の資格)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者

(2) 競争入札に参加しようとする者を妨げた者

(3) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
(平成12規則13・平成29規則28・令和元規則3・一部改正)

(競争入札の告示)

第11条 町長は、競争入札の方法により保留地を処分しようとするときは、掲示その他の方法により、その入札期日から起算して15日前までに、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 保留地の位置及び地積
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札参加申込み、受付期間及び受付の場所
- (4) 入札開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札無効に関する事項
- (7) 公売最低予定価格
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に必要な事項
(平成29規則28・一部改正)

(指名競争入札の通知)

第12条 町長は、指名競争入札に付そうとするときは、あらかじめ当該入札に参加させようとする者を指名し、前条各号に掲げる事項をその指名する者に通知するものとする。

(入札参加の申込み等)

第13条 競争入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札参加申込書(様式第2号)その他必要な書類を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合は、第10条に規定する資格を審査の上、適当と認めるときは、入札参加者に入札指定書(様式第3号)を交付する。

(平成29規則28・一部改正)

(入札者)

第14条 入札は、前条第2項の規定により入札指定書の交付を受けた者(以下「入札者」という。)が参加して行う。

(平成29規則28・一部改正)

(入札保証金の納付)

第 1 5 条 町長は、入札者をして入札の前日までに公売最低予定価格の 1 0 0 分の 3 の金額を入札保証金として納付させるものとする。ただし、1 万円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、銀行その他の金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手の提出をもって代えることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、入札保証金の納付を免除することができる。

(平成 2 9 規則 2 8 ・一部改正)

(入札保証金の帰属)

第 1 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金は町長に帰属するものとする。

(1) 第 2 2 条の規定により入札が無効とされたとき。

(2) 第 2 4 条又は第 2 7 条第 2 項の規定により落札者の決定又は契約の決定が取り消されたとき。

2 前項第 2 号の規定に該当する場合において、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部を返還する。

(平成 2 9 規則 2 8 ・一部改正)

(入札保証金の返還又は充当)

第 1 7 条 入札保証金は、前条の規定により町長に帰属する場合を除き、第 2 3 条に規定する落札者が決定した後返還する。この場合において、同条に規定する落札者の入札保証金は、契約保証金の納付後返還する。

2 入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

3 入札保証金には、利子を付さない。

(平成 2 9 規則 2 8 ・一部改正)

(入札の方法)

第 1 8 条 入札は、第 1 1 条の規定により告示した入札の日時及び場所で、入札者又はその代理人自らが入札書(様式第 4 号)を入

札箱に投函^{かん}して行^う。

2 代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出し、入札担当者の許可を得なければならない。

3 前項の場合において、代理人は、同時に他の入札者の代理人となることができない。

4 入札箱に投函^{かん}する入札書は、1 通とし、これを書き換え、若しくは引き換え、又は撤回することができない。

(平成 29 規則 28・一部改正)

(入札の中止等)

第 19 条 町長は、災害その他特別の事情により、入札を執行することが困難であると認めるときは、当該入札を中止し、又は延期することができる。この場合において、入札者が損失を受けても町長は補償の責めを負わない。

(平成 29 規則 28・一部改正)

(入札の不成立)

第 20 条 入札しようとする者が 1 人であるときは、入札を行わない。この場合において、町長は、その者にその旨を通知しなければならない。

(開札)

第 21 条 開札は、入札の終了後、直ちに入札者又はその代理人の面前で行^う。

(入札の無効)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札書に入札金額、入札物件の表示、記名若しくは押印のないもの又は不明確なもの

(2) 入札金額を訂正した場合において、訂正印のないもの

(3) 所定の入札書を用いていないもの

(4) 入札者又はその代理人が、同一物件について 2 通以上の入札書を入札箱に投函^{かん}したとき。

(5) 談合その他不正の行為があったと認められるとき。

(平成 29 規則 28・一部改正)

(落札者の決定)

第 23 条 入札者のうち、公売最低予定価額を超え、最高価格で入札した者を落札者とする。

2 落札者となるべき価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

3 前項の場合において、当該入札者がくじを引かないときは、その者は、当該入札に係る権利を放棄したものとする。

4 次条の規定により、落札者決定の取消しをしたときは、次点の者をもって落札者とする。

(平成 29 規則 28・一部改正)

(落札者決定の取消し)

第 24 条 町長は、落札者が契約を締結する意思のないことを表明したときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(随意契約)

第 25 条 町長は、随意契約により保留地を処分しようとするときは、その相手方に保留地の所在地、希望、地積、その土地を必要とする理由及びその他を記載した保留地買受申請書(様式第 5 号)を提出させなければならない。

2 第 10 条第 1 号の規定は、前項に規定する場合における相手方の資格について準用する。

(平成 29 規則 28・一部改正)

(当選者等の決定通知)

第 26 条 町長は、抽選により当選者若しくは入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その旨を保留地売却決定通知書(様式第 6 号)により当選者、落札者又は随意契約の相手方に通知するものとする。

(平成 29 規則 28・旧第 27 条繰上・一部改正)

(契約の締結)

第 27 条 前条の規定による通知を受けた者(以下「契約の相手方」という。)は、当該通知を受けた日から 10 日以内に保留地売買契約書(様式第 7 号)により契約の締結をしなければならない。

2 契約の相手方が前項の期間内に契約の締結をしないときは、町

長は、抽選による当選者、入札による落札者又は随意契約の相手方とした決定を取り消すことができる。

(平成 29 規則 28・旧第 28 条繰上・一部改正)

(契約保証金の納付)

第 28 条 契約の相手方は、前条第 1 項の契約の締結をするときに契約保証金として売買代金の 100 分の 10 以上の金額を町長に納付しなければならない。

2 国又は地方公共団体その他公共団体（以下「団体等」という。）が行う契約については、前項の規定にかかわらず契約保証金を免除することができる。

(平成 29 規則 28・旧第 29 条繰上・一部改正)

(契約保証金の帰属)

第 29 条 町長が第 34 条第 1 項の規定により契約を解除し、又は第 36 条第 1 項の規定により保留地を買い戻したときの契約保証金は、町長に帰属するものとする。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、契約保証金の全部又は一部を返還するものとする。

(平成 29 規則 28・旧第 30 条繰上・一部改正)

(契約保証金の充当)

第 30 条 契約保証金は、前条の規定により町長に帰属する場合を除き、売買代金の一部に充当することができる。

2 契約保証金には、利子を付さない。

(平成 29 規則 28・旧第 31 条繰上・一部改正)

(売買代金の納付)

第 31 条 町長と契約を締結した者（以下「契約者」という。）は、契約を締結した日の翌日から起算して 30 日以内に売買代金の全額を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団体等が契約者となるときは、売買代金の納付期間を延長することができる。

(平成 29 規則 28・旧第 32 条繰上・一部改正)

(保留地の引渡し及びその使用)

第 32 条 町長は、売買代金が完納されたときは、当該保留地を買受人に引き渡すものとする。この場合において、買受人は、町長

が保留地使用承諾書（様式第8号）を交付した日以後から当該保留地を使用することができる。

（平成29規則28・追加）

（所有権の移転の時期及び登記）

第33条 保留地の処分による所有権移転の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

（1）法第103条第4項に規定する換地処分の公告の日（以下「換地処分の公告の日」という。）以前において契約を締結し、かつ、売買代金が完納されたもの 換地処分の公告の日の翌日（ただし、売買代金が完納されていないものについては、売買代金が完納された日の翌日）

（2）換地処分の公告の日の翌日以後において契約を締結したものの 売買代金が完納された日の翌日

2 保留地の所有権移転の登記は、法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後に町長が行う。

3 前項に規定する登記に必要な費用は、契約者の負担とする。

（平成29規則28・旧第34条繰上・一部改正）

（契約の解除）

第34条 町長は、契約者がこの規則に違反したとき若しくは契約を履行しないとき又は町長が特に必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

2 町長は、前項の規定により契約を解除したときは、契約の解除については売買契約解除通知書（様式第10号）により、契約の解除による売買代金の返還額については保留地売買代金返還額通知書（様式第11号）により通知する。

3 前項の場合において、契約者が通知の受領を拒み、又はその者の住所及び居所ともに不明なときは、その通知の送付に代えて告示するものとする。

4 前2項の規定による通知を受けた契約者は、町長の指示する期間内に自己の費用で当該保留地を原状に回復して引き渡さなければならない。

5 町長は、前項の規定による引渡しを受けたときは、既納の売買代金を返還する。ただし、第30条第1項の規定による契約保証

金の充当が既になされたときは、その相当額を既納の売買代金から控除した残額を返還するものとする。

6 前項の規定により返還する売買代金には、利子を付さない。

(平成29規則28・旧第35条繰上・一部改正、令和4規則19・一部改正)

(権利移転の制限)

第35条 買受人は、第33条に規定する換地処分の公告の日までは、当該保留地に係る権利を他の者に移転することができない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

(1) 一般競争入札により処分した保留地に係る権利を売却し、又は寄贈しようとしたとき。しかし、権利移転ができるのは、一つの保留地につき一度までとする。

(2) 前号に掲げる者のほか、特別な事情による権利移転が必要であると施行者が認めるとき。

2 買受人は、前項の規定により保留地の全部又は持ち分の一部について権利を移転しようとするときは、あらかじめ施行者と協議の上、保留地権利移転許可申請書(様式第12号)に施行者が必要と認める書類を添えて提出し、許可を得なければならない。

3 施行者は、前項の保留地権利移転許可申請書を受理し、保留地の権利移転を許可するときは、保留地権利移転許可書(様式第13号)によりその旨を通知するものとする。

(令和7規則16・全改)

(買戻権)

第36条 町長は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保留地を買い戻すことができるものとする。

(1) 契約者が前条の規定に違反したとき。

(2) 契約者が保留地売買契約書の条項に違反し、又は当該契約の履行が不能になったとき。

(3) 契約者から売買契約解除申請書(様式第9号)の提出による契約解除の申出があり、町長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により保留地の買戻しをするときは、町長は売買代金を契約者に返還し、及び契約者は町長の定めるところにより直ちに当該保留地を町長に返還するものとする。この場合において、

売買代金の返還については、第34条第4項及び第5項の規定によるものとする。

- 3 買戻しにより契約者が受けた損失は、町長は、その補償の責めを負わない。

（平成29規則28・旧第37条繰上・一部改正、令和4規則19・一部改正）

（住所等変更の届出）

第37条 契約者（契約者が死亡したときは相続人）は、契約締結後から第33条第2項の登記が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、町長に遅滞なく住所等変更届（様式第14号）を提出しなければならない。

（1）氏名（法人にあっては名称）又は住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）を変更したとき。

（2）死亡（法人にあっては解散又は合併）したとき。

（平成29規則28・旧第39条繰上・一部改正、令和4規則19・令和7規則16・一部改正）

（保留地の分割）

第38条 第35条第1項に該当する者は、保留地を分割することができる。保留地を分割しようとする者は、施行者と協議の上、保留地分割許可申請書（様式第15号）を提出しなければならない。

- 2 施行者は、前項の保留地分割許可申請書を受理し、保留地の分割を許可するときは、保留地分割許可書（様式第16号）によりその旨を通知するものとする。

（令和7規則16・追加）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月28日規則第8号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月1日規則第20号）

この規則は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則（平成元年3月24日規則第3号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 24 日規則第 13 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 10 日規則第 10 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 11 日規則第 39 号）

この規則は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 34 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 22 日規則第 28 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 23 日規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 19 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 10 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 4 年 5 月 27 日規則第 19 号）

この規則は、令和 4 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 29 日規則第 16 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(表)

抽選参加申込書

年 月 日

福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業
 施行者 瑞穂町
 代表者 瑞穂町長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業に係る保留地の抽選に参加したいので、次のとおり申し込みます。

記

街 区 番 号	街 区		
画 地 番 号	号		
地 積	平方メートル		
受付年月日	抽選番号	抽選結果	備考
※	※	※	※

※印の欄は記入しないでください（裏面も御覧ください。）。

(裏)

抽 選 参 加 注 意 事 項

1 抽選参加資格

次の各号のいずれかに該当するときは、抽選に参加することができません。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 抽選に参加しようとする者を妨げた者又は抽選の公正な執行を妨げた者
- (3) 既に納期の経過した市町村税（特別区税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第5章第1節の規定により東京都が課する税を含む。）を完納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員

2 主な申込み条件

- (1) 保留地売買契約を締結した日の翌日から起算して30日以内に売買代金を全額納付してください。
- (2) 保留地売買契約を締結するときに契約保証金として売買代金の100分の10以上の金額を納付してください。
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了するまでは、保留地を他人に譲渡することができません。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、抽選の告示に掲げる条件を参照してください。

3 違反した申込み等に対する措置

抽選の告示に掲げる事項に反した申込みは、無効とします。後日無効となる事実が明らかになっても、その当選は、無効となります。

4 添付書類

身分証明書（破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者でないことを証明する書類で、市町村長その他官公署の長が発行するもの）

住民票の写し（世帯全員・続柄の掲載のあるもの）

納税証明書（既に納期の経過した市町村税（特別区税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第5章第1節の規定により東京都が課する税を含む。））

登記事項証明書（法人の場合）

※ 郵便による申込みは受け付けません。

様式第2号（第13条関係）
（表）

入札参加申込書

年 月 日

福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業
 施行者 瑞穂町
 代表者 瑞穂町長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業に係る保留地の競争入札に参加したいので、次のとおり申し込みます。

記

街区番号	街区
画地番号	号
地積	平方メートル
用途	
添付書類	☐ 身分証明書 ☐ 住民票の写し ☐ 納税証明書 ☐ 登記事項証明書（法人の場合）

(裏)

入 札 参 加 注 意 事 項

1 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当するときは、入札に参加することができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 競争入札に参加しようとする者を妨げた者
- (3) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

2 主な申込み条件

- (1) 保留地売買契約を締結した日の翌日から起算して30日以内に売買代金を全額納付してください。
- (2) 保留地売買契約を締結するときに契約保証金として売買代金の100分の10以上の金額を納付してください。
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了するまでは、保留地を他人に譲渡することができません。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、競争入札の告示に掲げる条件を参照してください。

3 違反した入札に対する措置

競争入札の告示に掲げる事項に反した入札は無効とします。後日無効となる事実が明らかになってもその入札は、無効となります。

4 添付書類

身分証明書（成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないことを証明する書類で、市町村長その他官公署の長が発行するもの）

住民票の写し（世帯全員・続柄の掲載のあるもの）

登記事項証明書（法人の場合）

※ 郵便による申込みは受け付けません。

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

入 札 指 定 書

文 書 番 号
年 月 日

様

福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業
施行者 瑞穂町

代表者 瑞穂町長 

発 行 番 号	
街区番号及び 画 地 番 号	街 区 号
入 札 日 時	年 月 日 午 前 後 時 分
入 札 場 所	
入 札 保 証 金 納 入 期 限	年 月 日
（注 意 事 項） （１）本書は、入札書と引き換えますので、当日係員に提出してください。 なお、提出のない場合は、入札会場への立入り及び入札をすることができませんので、必ず持参してください。 （２）入札の受付は、入札時刻の 分前で締め切ります。 （３）入札保証金は、予定価格の１００分の３を納付してください。 ただし、１万円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。 （４）入札時間経過及び入札保証金未納の方は、入札できません。 （５）本書は、原則として再交付しません。	

様式第 4 号（第 1 8 条関係）

入 札 書

年 月 日

福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業
 施行者 瑞穂町
 代表者 瑞穂町長 あて

入札者 住 所
 氏 名
 電話番号

福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業の施行規程及び福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則を遵守の上、次のとおり入札します。

記

街 区 番 号	街 区
画 地 番 号	号
地 積	平方メートル
入 札 金 額	円

様式第5号（第25条関係）

保留地買受申請書

年 月 日

福生都市計画事業瑞穂町土地地区画整理事業

施行者 瑞穂町

[illegible]

申請者 住所
氏名
電話番号

福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業に係る保留地を買い受けたいので、次のとおり申し込みます。

記

土地の表示	街区番号	街区
	画地番号	号
	地積	平方メートル
申請理由		

様式第 6 号（第 2 6 条関係）

保留地売却決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業
施行者 瑞穂町

代表者 瑞穂町長 

あなたが 年 月 日付けで申し込まれた保留地
については、次により売却することが決定しましたので、福生
都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則
第 2 6 条の規定により通知します。

なお、 年 月 日までに契約の締結をしないと
きは、この決定を取り消します。

記

処 分 価 格		円
土地の表示	街区番号	街区
	画地番号	号
	地 積	平方メートル
契約の際は、次のものを用意してください。		
1 契約保証金（処分価格の 1 0 0 分の 1 0 以上）		
2 収入印紙 円のもの 1 枚		
3 印鑑（実印）及び印鑑登録証明書		

様式第7号（第27条関係）

保 留 地 売 買 契 約 書

福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業施行者瑞穂町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、後記記載の土地（以下「本件保留地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円（1平方メートル当たり単価 円）とする。

（売買代金の支払）

第3条 乙は、前条の売買代金を甲が発行する納付書により瑞穂町指定金融機関に納付しなければならない。

2 乙は、前条に規定する売買代金の100分の10以上に相当する金額を契約保証金として契約を締結するときに納付するものとする。

3 乙は、契約を締結した日の翌日から起算して30日以内に売買代金の全額を納付するものとする。

（本件保留地の引渡し及びその使用）

第4条 甲は、前条の売買代金が完納されたときは、本件保留地を乙に引き渡すものとする。ただし、甲が発行する保留地使用承諾書の交付を受けた日からでなければ、本件保留地を使用することができない。

（所有権移転の登記）

第5条 所有権移転の登記は、土地区画整合法（昭和29年法律第119号）第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後、甲が行うものとする。

2 前項の登記は、第2条の売買代金が未納の場合には、その支払が完了した後行うものとする。

3 第1項の所有権移転の登記に必要な費用は、乙の負担とす

る。

（権利移転の制限）

第6条 乙は、売買契約の締結後から前条に規定する所有権移転の登記が完了するまでの間は、本件保留地を他人に譲渡してはならない。ただし、甲が定める福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則（昭和60年規則第2号）第35条1項に該当する場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）甲が定める福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則（昭和60年規則第2号）及びこれに基づく契約条項に違反したとき。

（2）契約を履行しないとき。

（3）甲が特に必要があると認めるとき。

（売買代金の変更）

第8条 土地区画整理事業に関連し、やむを得ず甲が本件保留地の形状又は地積を変更したときは、これを受け入れるものとする。

2 前項の場合において、第5条第1項の所有権移転の登記を完了した本件保留地の地積と相違を生じたときは、その増減した面積に第2条の売買代金の1平方メートル当たりの額を乗じて売買代金を清算するものとする。

（買戻権）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本件保留地を買い戻すことができるものとする。

（1）乙が第6条の規定に違反したとき。

（2）乙がこの契約の条項に違反し、又はこの契約の履行が不能になったとき。

（3）乙から売買契約の解除に係る申請書の提出による契約解除の申出があり、町長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により本件保留地の買戻しをするときは、甲は売買代金を乙に返還し、及び乙は甲の定めるところにより直

ちに本件保留地を甲に返還するものとする。この場合において、第3条第2項に規定する契約保証金の充当が既になされたときは、その相当額を既納の売買代金から控除した残額を返還するものとし、返還金には利子を付さないものとする。

3 買戻しにより乙が受けた損失については、甲は、その補償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第10条 甲は、第7条の規定により契約を解除し、又は前条第1項の規定により買戻しをした場合において、第3条第2項に規定する契約保証金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該契約保証金のほかその超えた金額を損害賠償として乙に請求する。

2 乙は、第7条の規定による契約の解除によって生じた損害について、甲にその損害に対する賠償を請求することができない。

（公租公課）

第11条 乙は、第4条の規定により引渡しを受けた日から本件保留地に課せられる公租公課を負担するものとする。

（住所等変更の届出）

第12条 乙は、契約締結後から第5条第1項の所有権移転の登記が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当となったときは、甲に遅滞なく住所等の変更届を提出しなければならない。

（1）氏名（法人にあっては名称）又は住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）を変更したとき。

（2）死亡（法人にあっては解散又は合併）したとき。

（協議事項）

第13条 この契約書及び福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則に定めるもののほか、この契約の実施について必要な事項は、甲乙協議して処理するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 福生都市計画事業瑞穂町 土地区画整理事業
施 行 者 瑞 穂 町
代 表 者 瑞 穂 町 長 

乙 住 所
氏 名 

土地の表示

街区 番号	画地 番号	地 積	単 価 (1 m ² 当 たり)	金 額	摘 要
		m ²	円	円	

様式第8号（第32条関係）

保留地使用承諾書

文書番号
年 月 日

様

福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業
施行者 瑞穂町

代表者 瑞穂町長



年 月 日付けで契約を締結した保留地の使用について、下記のとおり承諾します。

記

- 所在地 東京都西多摩郡瑞穂町
- 街区番号及び画地番号 街区 画地
- 面積 m^2
- 使用収益開始の指定日 年 月 日

様式第 9 号（第 3 6 条関係）

売買契約解除申請書

年 月 日

福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業
 施行者 瑞穂町
 代表者 瑞穂町長 あて

申請者 住 所
 氏 名
 電話番号

年 月 日付けで売買契約締結した保留地について、下記の理由により契約解除を申し出ます。

記

土地の表示	街 区 番 号	街 区
	画 地 番 号	号
	地 積	平方メートル
	1 平方メートル当たり単価	円
	売 渡 価 格	円
	理 由	

様式第 1 0 号（第 3 4 条関係）

売買契約解除通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業
施行者 瑞穂町
代表者 瑞穂町長 印

年 月 日付けで締結した保留地の売買契約については、福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則第 3 4 条第 2 項の規定により解除します。

記

土地の表示	街区番号	街区
	画地番号	号
	地積	平方メートル
	1 平方メートル当たり単価	円
	売渡価格	円

様式第 1 1 号（第 3 6 条関係）

保留地売買代金返還額通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業
施行者 瑞穂町
代表者 瑞穂町長 印

年 月 日付けで契約解除した保留地の売買代金返還額については、福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則第 3 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

土地 の 表 示	街 区 番 号	街 区
	画 地 番 号	号
	地 積	平方メートル
	返 還 額	円

様式第 1 2 号（第 3 5 条関係）

保留地権利移転許可申請書

年 月 日

福生都市計画事業
瑞穂町土地区画整理事業
施行者 瑞穂町
代表者 瑞穂町長

あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業地内の保留地について、下記
のとおり権利移転の許可を申請します。

記

所在	保留地	街区	画地
面積	約	m ²	
契約日	年	月	日
申請理由	①売却 ②その他（ ）		
申請理由の詳細			
添付書類	売買契約書（案）、保留地使用承諾書、別紙誓約書		

様式第12号別紙

福生都市計画事業

瑞穂町土地区画整理事業

施行者 瑞穂町

代表者 瑞穂町長 あて

住所 _____

現権利者

ふりがな
氏 名

住 所 _____

新權利者

ふりがな
氏 名

下記保留地について、保留地権利移転の許可を得るに当たり、下記事項を遵守し、今後の保留地における登記作業等に支障を来さないことを誓約いたします。

記

1 該当保留地

所 在	保留地	街区	画地
面 積	平方メートル		
権利移転年月日	年	月	日

2 現権利者は、瑞穂町と交わした売買契約書の内容を新権利者へ引き継ぎます。

様式第 1 3 号（第 3 5 条関係）

保留地権利移転許可書

文 書 番 号
年 月 日

様

福生都市計画事業
瑞穂町土地区画整理事業
施行者 瑞穂町
代表者 瑞穂町長 印

年 月 日付けにて申請書が提出されている下記保留地において、福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則第 3 5 条第 3 項の規定により、権利の移転を許可します。

土地の所在	街区 画地	
地 積	平方メートル	
前 権 利 者	住 所	
	氏 名	
新 権 利 者	住 所	
	氏 名	

様式第 14 号 (第 37 条関係)

住所等変更届

年 月 日

福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業

施行者 瑞穂町

[illegible]

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付けで契約を締結した福生都市計画事業瑞穂町土地区画整理事業地内の保留地の所有者について、次のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

土地 の 表 示	街 区 番 号	街区	
	画 地 番 号	号	
	地 積	平方メートル	
変 更 理 由		1 氏名又は名称変更	2 死亡
		3 解散	
		4 住所又は所在地変更	5 合併
旧			
新			

様式第 1 5 号（第 3 8 条関係）

保留地分割許可申請書

年 月 日

福生都市計画事業
瑞穂町土地区画整理事業
施行者 瑞穂町
代表者 瑞穂町長 あて

住 所
申請者
氏 名

連絡先

年 月 日に売買契約を締結した保留地 街区 画地について、下記の内容及び別紙図面のように分割願います。
別紙図面分割後の地形図は、確定測量の結果、地積、間口長及び各辺の長さに多少の増減が生じても異議はありません。

記

- 1 添付書類
・ 別紙図面

2 分割前の土地

保留地			
街区	画地	地積 (㎡)	概要

3 分割後の土地

[illegible]

別紙図面

(1) 分割前 (各辺の距離、地番、地積を記入する。)

(2) 分割後 (各辺の距離、地番、地積を記入する。)

※別紙図面は、書式を問いませんが、(1)、(2)の事項を記入してください。

様式第 16 号（第 38 条関係）

保留地分割許可書

文 書 番 号
年 月 日

様

福生都市計画事業
瑞穂町土地区画整理事業
施行者 瑞穂町
代表者 瑞穂町長



年 月 日付で申請のありました保留地について、申請書の
とおり分割することを許可します。

様式第 1 号（第 5 条関係）

（平成 29 規則 28・全改、令和元規則 3・令和 4 規則 10・一部改正）

様式第 2 号（第 13 条関係）

（平成 29 規則 28・全改、令和元規則 3・令和 4 規則 10・一部改正）

様式第 3 号（第 13 条関係）

（平成 29 規則 28・全改）

様式第 4 号（第 18 条関係）

（平成 29 規則 28・全改、平成 30 規則 12・令和 4 規則 10・一部改正）

様式第 5 号（第 25 条関係）

（平成 29 規則 28・全改、令和 4 規則 10・一部改正）

様式第 6 号（第 26 条関係）

（平成 29 規則 28・全改）

様式第 7 号（第 27 条関係）

（令和 7 規則 16・全改）

様式第 8 号（第 32 条関係）

（平成 29 規則 28・全改）

様式第 9 号（第 36 条関係）

（令和 4 規則 19・追加）

様式第 10 号（第 34 条関係）

（令和 4 規則 19・追加）

様式第 11 号（第 36 条関係）

（令和 4 規則 19・追加）

様式第 12 号（第 35 条関係）

（令和 7 規則 16・追加）

様式第 13 号（第 35 条関係）

（令和 7 規則 16・追加）

様式第 14 号（第 37 条関係）

（平成 29 規則 28・追加、令和 4 規則 10・一部改正、令和 4 規則 19・旧様式第 9 号繰下、令和 7 規則 16・旧様式第 12 号繰下）

様式第 1 5 号（第 3 8 条関係）
（令和 7 規則 1 6 ・ 追加）

様式第 1 6 号（第 3 8 条関係）
（令和 7 規則 1 6 ・ 追加）